

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 38 回 (令 和 5 年 7 月) 総 会 議 事 録

1 日 時 令和5年7月7日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案(その1)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第5号 相続税納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について

議案(その2)

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分第1号) 小作地の相続の確認について

(専決処分第2号) 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

(専決処分第3号) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分第4号) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第5号) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

4 出席委員 14名(定数14名)

委員	1番	溝上重藏	委員	2番	籾 広司
〃	3番	小山長藏	〃	4番	谷口敏信
〃	5番	赤坂哲次	〃	6番	近道泰光
〃	7番	西川徳良	〃	8番	今本一成

〃	9番	田中隆治	〃	10番	池本広一
〃	11番	木下良三	〃	12番	岸 義修
〃	13番	南 加代子	〃	14番	永野六博

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	奥 和 憲	推進委員	2番	木岡幸雄
〃	3番	植田 功	〃	4番	一ノ瀬清司
〃	5番	藤原政則	〃	6番	川上勝次
〃	7番	池田八郎	〃	8番	坂田正行
〃	9番	西田 寛	〃	10番	樋口忠俊
〃	11番	花田純一	〃	12番	辻阪澄男

5 欠席委員

なし

6 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当

木下議長（以下「議長」という）、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第38回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内14名、推進委員12名の内12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。10番 池本広一委員、12番 岸 義修委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）1ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条の規定による所有権移転が1ページの一覧表のとおり2件で

ございます。

1 番及び 2 番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
議案第 1 号 1 番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 4 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 2 番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 1 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 6 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号は原案のとおり許可することと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり許可することと決しました。

議長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。
議案書（その1）2ページをお願いいたします。
本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、一覧表のとおり農地を農地以外の用途にするための転用が1件であります。

本件は使用借人が農家住宅の建築として転用するものであり、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しています。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可等不要証明書」や地元水利組合の雨水排水放流同意書等、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 代替性の判断についてはどうなっていますか。

事務局 また、自ら所有している土地で他に建築可能な土地はなく、代替性はないものと判断しています。

議長 ほかに質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 議案第2号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。
それでは、山直上地区協議会地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる7月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり意見聴取することと決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を上程し、
議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）3ページをお願いいたします。

本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、本件は、譲受人である法人が、一
覧表のとおり申請地を所有権移転し、健康管理の運営を目的に診療所を建設する農地
転用が1件であります。

農地区分については、沿道に水管、下水管、ガス管のうち2種類以上埋設されてお
り、また概ね500m以内に歯科医院、耳鼻咽喉科が存在することから、第3種農地と
判断しております。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重
に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可に伴う事前協議書の写し」や地元水利組
合の雨水管の接続、放流等の同意書の写し等、所定の添付書類についても具備してお
り、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願
います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第3号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願いま
す。

有真香地区 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を
協議会会長 報告いたします。

本件に関しまして、さる7月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議し
た結果、原案のとおり、許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方は
ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のと
おり許可することと決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり許可することと決しました。

議 長 次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、

議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました、議案第4号についてご説明いたします。

議案書（その1）5ページ、6ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で引き続き農業を行っている旨を証明するもので、5ページ、6ページの一覧表のとおり6件でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第4号1番から2番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長

それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番から2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる7月4日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

続いて、議案第4号3番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長

それでは、有真香地区協議会における議案第4号3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、7月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

続いて、議案第4号4番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長

それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第4号4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる7月3日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

続いて、議案第4号5番から6番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第4号5番から6番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる7月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり証明するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり証明することと決しました。

議長 次に、議案第5号「相続税納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第5号についてご説明いたします。

議案書（その1）7ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予を受けた特例農地の利用状況の確認が、一覧表のとおり1件でございます。

特例農地の利用状況の確認については、新たに納税猶予を受ける場合は3年ごとに耕作状況の確認を受ける必要がありますが、従前の法律に基づき納税猶予を受けている場合は、20年後に確認を受ける規定によるものでございます。

この件につきまして現地調査等、内容を慎重に審査した結果、全ての特例農地について自己所有し、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第5号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第5号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる7月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり証明することと決まましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり証明することと決しました。

議長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）小作地の相続の確認について

（専決処分第2号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第3号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第4号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第5号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第5号までの5件につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

次に、専決処分を行った2ページから12ページの専決処分第1号から第5号までの5件につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年5月22日から6月20日までに届出等がなされたものであります。

まず、2ページの専決処分第1号「小作地の相続の確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり、「小作事項の整備に関する要綱」第8条の規定による小作地の相続届出が1件でございます。

次に、3ページの専決処分第2号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、3ページの一覧表のとおり3件でございます。

これは、借借人と貸貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、4ページの専決処分第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、5ページから7ページの一覧表のとおり、5月22日から5月31日までが1件、6月1日から6月9日までが1件、6月12日から6月20日までが2件の合計4件でございます。

次に、8ページの専決処分第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、9ページから11ページの一覧表のとおり、5月22日から5月31日までが3件、6月1日から6月9日までが2件、6月12日から6月20日までが3件の合計8件でございます。

最後に、12ページの専決処分第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」ですが、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が12ページの一覧表のとおり、死亡1件、故障1件の合計2件でございます。

以上、専決処分第1号から第5号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第38回総会を閉会いたします。

令和5年7月7日

議長 木下良三

委員 池本広一

委員 岸義修